

令和6年度

山梨県介護支援専門員専門研修課程・更新研修Ⅰ 開催要領

1 目的

現任の介護支援専門員が、一定の実務経験を基に、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、介護支援専門員の資質向上を図る。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、専門職としての能力の保持、向上を図ることを目的とする。

2 実施主体： 山梨県

3 研修実施機関： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会に委託

4 対象者

次の①～②のいずれかに該当する者

① 介護支援専門員として6か月以上の実務経験を有する現任の者(介護支援専門員実務研修、再研修、更新研修を受講後に6か月以上の実務経験を有する現任の者)

② 介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で、介護支援専門員としての実務経験がある者

なお、介護支援専門員の実務経験と認められるのは、以下の事業所でサービス計画を作成している場合とする(短期入所サービス計画の作成は対象外とする)。

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)、看護小規模多機能型居宅介護、介護医療院

※有効期間の更新が2回目以降で、前回の更新の際、H28年度以降の「専門更新研修課程Ⅰ並びにⅡ」を修了して介護支援専門員証を更新した者は、本研修の受講は免除となる。(別添「介護支援専門員の資格取得及び更新等に係る研修の流れ」を参照)。

※本研修の受講地は、原則、介護支援専門員証の登録都道府県とする(勤務地が山梨県内であっても、登録地が山梨県以外の場合は、登録都道府県での受講となる)。

なお、受講地を変更し山梨県で受講を希望する場合は、登録都道府県に受講地変更の手続きを行った上で申し込むこと。

※専門研修課程Ⅰの修了のみでは、介護支援専門員証の更新はできないため、専門研修課程Ⅱの受講申込みをすること。

5 定員： 94名

「臨時的な取扱い証明書」の交付を受けた者及び、介護支援専門員証の有効期限満了まで1年以内の者を優先して受講を決定する。

6 日程及びカリキュラム： 別添日程表のとおり

・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは、山梨県介護支援専門員協会のホームページで案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

- ・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは、山梨県介護支援専門員協会のホームページで案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】
- ・テキストは、テキストは、中央法規出版の「新版/介護支援専門員現任研修テキスト 専門研修課程Ⅰ」を使用する。

7 受講申し込み

- ・申し込み先： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会(研修実施機関)
- ・申し込み方法： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の令和 6 年度山梨県介護支援専門員専門研修課程Ⅰ 受講申し込みリンクから申し込む。

※詳細は、別添「申込方法及び受講までの流れ」を参照のこと。

- ・申し込み期日： **令和6年4月25日(木)まで 厳守**

※期日を過ぎての申し込みは受け付けない。

・注意事項：

- ※申し込みは、必要事項を漏れなく、正確に入力すること。介護支援専門員登録番号、専門員証の有効期間満了日は、介護支援専門員証で確認の上、正確に記載のこと(記載漏れがある場合は、受講決定できない場合がある)。
- ※身体に障がいがある等の理由で受講への配慮が必要な方は事前に研修実施機関に相談のこと。
- ※参加を取り消す場合は、速やかに研修実施機関に連絡のこと。
- ※申し込み内容に虚偽が判明された場合は受講を取り消す。また研修修了後の場合は直ちに修了を取り消すこととする。

8 受講決定通知： 受講の可否等を記載した通知を自宅住所へ送付する。

9 受講料： 35,000円(テキスト代を含む)

- ※納付方法は「山梨県収入証紙」で納入することとする(納入方法の詳細は、受講決定通知に案内を同封する)。
- ※一度納入された受講料は、いかなる理由でも返金及び翌年度への持ち越し等是不可能的。
- ※研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者の負担とする。

10 修了証明書の交付

- (1) 本研修の全科目を受講し、修了評価において合格基準に達していると認められた者に、修了証明書を交付し、自宅住所へ送付する。
- (2) 課題の提出状況、試験、演習状況等により評価し、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補うことを指示する。
- (3) 次に該当する場合は、該当科目に係るカリキュラムを修了したとはみなさないため、修了証明書が発行できないことがある。研修受講態度が著しく不良の場合は修了証明書を発行しない。
 - ① やむを得ない事由がない遅刻や早退、途中退席した者
 - ② 研修受講態度が不良な者
 - ・研修の進行を妨げる行為をおこなった者
 - ・講師等の指示に従わない者
 - ・研修会場に迷惑をかける行為をおこなった者
 - ・研修の参加者として好ましくない行為を行った者例) 他者への攻撃的発言、講義と関係のない行動、演習に参加しない 等
 - ③ 研修中の課題等を提出しない者

- ④ 課題等の提出期限を厳守しない者
- ⑤ 秘密保持義務を守らない等、介護支援専門員の義務や倫理を損なうような行為をおこなった者

また、受講要件を満たさないまま研修を受講した者については研修修了証明書を交付しない。

- (4) 全科目の受講を前提としているため、欠席・遅刻・早退等があった場合は、修了できないことを原則とする。但し、感染症・その他傷病や、身内の不幸等のやむを得ないと認められる事情により未受講となった場合に限り、代替措置を認める場合がある。(代替措置の時間数には上限があり。)

11 事前課題

(1) 演習事例の用意

- ・「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」の科目において、受講者自身が作成したケアプランを振り返るための演習に使用する事例を、指定の様式にまとめ、期日までに一般社団法人山梨県介護支援専門員協会に提出する。
- ・事例は、演習開始前に講師及び演習助手が確認する。

(2) 研修記録シート

- ・本研修の受講及び修了にあたっては、研修受講前、受講直後、受講3か月後の到達度を確認するため、受講者が各自当該シートを作成することを必須とする。
- ※(1)及び(2)の様式、提出方法等の詳細については、受講決定通知で案内する。

12 受講に必要なもの

課題様式の配布、課題の提出等は、インターネットを通じて行うものがあるため、次の環境が必要となる。

- ・インターネット接続環境
- ・電子メールアドレス
 - ※研修期間中、研修内容に関わることや、緊急連絡等重要なメールを送信するため、Excel ファイル等が確実に送受信できる個人用のアドレスとする。
- ・マイクロソフト Excel・Word・PDF が使えるパソコン
 - ※オンラインによる研修に切り替えた場合は、Zoom 会議の使用が可能であること。
 - また、試験時の画面共有の都合上、スマートフォン・タブレットでの参加はできない。

13 受講にあたっての留意点

- ・遅刻・途中退席は原則として認めない。
- ・感染症蔓延防止の観点から、健康状態の申告、マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温等、研修機関が指示する感染防止対策を徹底すること。
- ・換気等の都合で、室温調整が十分にできないことがあるため、衣服等で各自調整のこと。

14 個人情報について

- ・本研修の申し込み、提出書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、山梨県介護支援専門員専門研修課程Ⅰの修了証明書発行及び名簿登録業務等、研修の運営管理のみに使用する。

15 その他

- ・本研修の受講地については、原則介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。登録地が山梨県以外で、本研修の受講を希望する場合は、山梨県健康長寿推進課に相談するものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症等の発生動向、自然災害の発生等により、研修の開催もしくは継続が困難であると判断した場合は、日程変更等の措置をとる。
- ・研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、一般社団法人山梨県介護支援専門員協会のホームページにて周知する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

16 会場：別添日程表のとおり

オンライン研修と集合研修がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先

- ・研修に関する事 …………… 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会
(TEL:055-222-1661/fax:055-222-1671)
- ・証の登録・有効期限に関する事… 山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当
(TEL:055-223-1455/fax:055-223-1469)